

電波監理審議会（第1028回）議事要旨

1 日時

平成28年2月17日（水）10：31～12：27

2 場所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

前田 忠昭（会長）、吉田 進（会長代理）、松崎 陽子、村田 珠美

(2) 審理官

宮本 正、榮 春彦

(3) 幹事

渡邊 喜久（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

福岡総合通信基盤局長、渡辺電波部長、今林情報流通行政局長、吉田大臣官房審議官 他

4 議事模様

(1) 広帯域移動無線アクセスシステムの高度化のための特定基地局の開設計画の認定に関する処分に対する異議申立てについての決定案について（平成25年10月9日付け付議第2号）

審議の結果、異議申立てをいずれも棄却する決定案を議決した。

(2) 99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する移動受信用地上基幹放送局の予備免許について

（諮問第3号）

審議の結果、諮問のとおり予備免許を与えることは相当との答申をした。

【内容】

99MHzを超え108MHz以下の周波数を使用する特定基地局の開設に関する計画に係る認定開設者から電波法第6条第2項の規定に基づく無線局開設の申請がなされたもの。

(3) 衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送の業務の認定について

(諮問第4号)

審議の結果、諮問のとおり認定することは相当との答申をした。

【内容】

一般社団法人次世代放送推進フォーラム及び日本放送協会から認定申請のあった衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の試験放送の業務について、認定を行うもの。

(4) 電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行等に伴う放送法関係省令等の整備案について

(諮問第5号)

審議の結果、諮問のとおり改正及び制定することは相当との答申をした。

【内容】

「電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）」の施行に伴い、必要となる放送法関係省令等の規定の整備等を行うもの。

(文責：電波監理審議会事務局)